

# 発達障がいのある方へ 精神障害者保健福祉手帳のご紹介



# 発達障がいのある方とそのご家族へ

発達障がいのある方は、『精神障害者保健福祉手帳』を申請することができます。

『精神障害者保健福祉手帳』を取得すると、公的な福祉サービスを利用することができます。

どんな時にどんなサービスを利用するかは、手帳をお持ちの方が、選択できます。

本冊子では、手帳取得に当たっての手続き方法、および利用できるサービスをご紹介します。



# 精神障害者保健福祉手帳とは？

## 精神障害者保健福祉手帳とは

手帳の交付を受けられた方に対し、各種のサービスが提供されることや、社会復帰・社会参加の促進を図ることを 目的としています。

障がいの程度によって、1級、2級、3級があります。

手帳の有効期限は2年です。更新される場合には、更新の手続きが必要です。

## 手帳の対象となる方

精神障がいのために 長期にわたり 日常生活または社会生活への制約がある方が 対象となります。

年齢による制限はありません。

精神障がいの診断名による制限はありません。

発達障がいのある方も 対象となります。



# 新しく申請するときはどうしたらいいの？

1. 必要なものを 用意します。

必要なもの

\* 申請書と同意書と診断書の様式は  
申請窓口にあります。

- ・ 申請書
- ・ 顔写真 (たて4cm×よこ3cm)



AもしくはB

A

・ 診断書

\* 初診日から6ヶ月以上経過  
した時点のもの

\* 精神障がいの診療を行って  
いる医師が書いたもの

B

・ 障害年金証書の写し

・ 同意書

年金振込通知書の写し  
または

年金支払い通知書の写し

\* 一番最近のもの

2. 必要なものをもって、申請窓口(お住まいの市役所・町村役場・東大阪市の方は保健センター)に行ってください。

大阪府が 手帳の交付や等級について 審査します

3. 手帳の交付について 大阪府から 通知がありますので、  
交付された場合は 申請された窓口まで 受け取りに行ってください。  
審査の結果、交付されない場合も あります。

## 更新するときはどうしたらいいの？

手帳の有効期限までに申請窓口（お住まいの市役所・町村役場・東大阪市の方は保健センター）で、更新の手続きをしてください。  
有効期限の3ヶ月前から手続きが出来ます。

### 必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 顔写真（たて4cm×よこ3cm）
- ・ お持ちの手帳

\* 申請書と同意書と診断書の様式は申請窓口にあります。



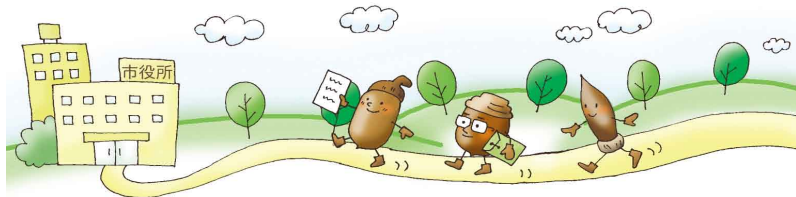
AもしくはB

### A

- ・ 診断書  
\* 精神障がい診療  
を行っている医師  
が書いたもの

### B

- ・ 障害年金証書の写し
- ・ 同意書
- ・ { 年金振込通知書の写し  
または  
年金支払い通知書の写し  
\* 一番最近のもの



# どんなサービスが受けられるの？

手帳を取得することで、各種サービスが利用可能になります。

## 税金、使用料等の優遇

### ○ 税制上の優遇措置

所得税、住民税、相続税、自動車税、自動車取得税、軽自動車税の減免や  
利子等の非課税(マル優)などの 優遇措置を受けることができます。

詳しくは、税務署や各金融機関等に それぞれお問い合わせください。

### ○ 施設使用料の割引や免除

映画館、演劇場、博物館、プールなどで 使用料の割引や免除が受けられる  
所があります。

詳しくは、各施設にお問い合わせください。

### ○ 電話の使用料等の割引

携帯電話基本使用料の割引、NTT電話番号案内料の免除、NHK受信料の  
免除が受けられる場合があります。

詳しくは、各携帯電話の販売店、NTT各支店・営業所、NHK各営業センター  
に それぞれお問い合わせください。

### ○ 生活保護の障害者加算について

障害者加算の対象になる場合があります。

## 生活支援について

- 障害者自立支援法による福祉サービスの利用について  
居宅介護(ホームヘルプサービス)など 様々な福祉サービスを利用できる場合があります。
- 府営住宅への入居に関して  
府営住宅に応募する場合、福祉向けの区分に応募することができます。

## 就労支援について

- 障がいの理解を得た形での就労について、相談、支援、情報提供を受けることができます。
- 詳しくは、ハローワーク、障害者職業センターなどに お問い合わせください。

サービスによっては、手帳がなくても利用できるものと、原則手帳が必要なものがあります。

詳しくは、市町村の相談窓口でお問い合わせください。

監 修 : 大阪府こころの健康総合センター  
イラスト : 武井 陽子

この冊子は大阪府こころの健康総合センターのホームページ「こころのオアシス」  
<http://kokoro-osaka.jp/> からダウンロードできます。

## 手帳に関する相談・お問い合わせ

最寄りの市役所、町村役場、保健センター又は  
こころの健康総合センターにお問い合わせください。

池田市障害福祉課	072-754-6255	藤井寺市福祉課	072-939-1111
箕面市障害福祉課	072-727-9514	羽曳野市福祉支援課	072-958-1111
能勢町福祉課	072-731-2150	松原市障害福祉課	072-334-1550
豊能町高齢障害福祉課	072-733-2291	大阪狭山市福祉グループ	072-366-0011
豊中市障害福祉課	06-6858-2748	富田林市障害福祉課	0721-25-1000
吹田市障害者くらし支援室	06-6384-1349	河内長野市障害福祉課	0721-53-1111
摂津市障害福祉課	06-6383-1111	太子町福祉室	0721-98-5519
茨木市障害福祉課	072-620-1636	河南町高齢障害福祉課	0721-93-2500
高槻市障害福祉課	072-674-7164	千早赤阪村健康福祉課	0721-72-0081
島本町福祉保健課	075-962-7460	和泉市障害福祉課	0725-41-1551
枚方市障害福祉室	072-841-1221	高石市高齢介護・障害福祉課	072-265-1001
寝屋川市障害福祉課	072-838-0382	泉大津市障害福祉課	0725-33-9115
門真市障害福祉課	06-6902-6154	忠岡町いきがい支援課	0725-22-1122
守口市障害福祉課	06-6992-1221	岸和田市障害福祉課	072-423-9469
四條畷市障がい福祉課	072-877-2121	貝塚市障害福祉課	072-433-7012
交野市障がい福祉課	072-893-6400	泉佐野市障害福祉総務課	072-463-1212
大東市障害福祉課	072-870-9630	熊取町福祉課	072-452-1001
東大阪市西保健センター	06-6788-0085	田尻町地域福祉課	072-466-8813
東大阪市中保健センター	072-965-6411	泉南市高齢障害介護課	072-483-8252
東大阪市東保健センター	072-982-2603	阪南市市民福祉課	072-471-5678
八尾市障害福祉課	072-924-3838	岬町地域福祉課	072-492-2700
柏原市社会福祉課	072-972-1501	大阪府こころの健康総合センター	06-6691-2811